

## 確定申告 市・県民税申告

# 手続きはお早めに



**30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、2月18日(月)～3月15日(金)です(土・日曜日は除く)。**

申告にはマイナンバーの記載が必要なので、申告や相談の際には、確認書類を忘れずに持ってきてください。

30年分より配偶者控除の控除額について次のとおり見直しがされました。

▶ **申告する方の合計所得が900万円超1千万円以下**  
控除額が変更になりました

▶ **申告する方の合計所得が1千万円超** 配偶者控除の適用はありません

配偶者特別控除についても、対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が引き上げられるとともに、申告する方の合計所得金額に応じて控除額が変更になりました。

29年分の確定申告から領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。表の持ち物⑦、⑧を確認してください。

確定申告書関係用紙は、大和税務署、市役所課税課で配布します(同課では2月上旬配布予定)。国税庁 [URL](http://www.nta.go.jp) [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) からダウンロードすることもできます。

同庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力することで、税額を自動計算し、申告書を作成できます。詳しくは同庁ホームページ

ムページを見てください。

### 市役所での受け付け

市役所では、表の日程で確定申告書の作成・相談を行います。

主な収入が年金、給与、一時所得のみで源泉徴収票のある方が対象です(報酬・支払調書は含みません)。営業・農業などの事業、不動産・譲渡・配当・退職所得の方、青色申告をする方、住宅借入金等特別控除を受ける方は、税理士か同署に申告相談してください。

### 大和税務署での受け付け

同署では、所得税の確定申告期間中に申告書作成会場を設置します。作成で来署する場合は、この期間に来てください。2月24日、3月3日の各日曜日は、確定申告の相談を受け付けます。

申告書作成会場の受付時間は8時30分～16時(提出のみは17時まで)、相談時間は9時～17時です。

自書や同庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を郵送で提出することもできます。封筒に申告者の住所・氏名を明記し、〒242-8567大和市中中央5-14-22大和税務署へ郵送してください。確定申告

### 市役所に開設する窓口・期間

	内容	実施日	受付時間※1	場※2	対
市・県民税申告	申告書作成・相談※3	2/1(金)～3/15(金) (土・日曜日は除く)	8:30～11:00 13:00～17:00		申告が必要な方
	申告書提出のみ		8:30～12:15 13:00～17:00		作成済みの申告書を提出する方
確定申告	申告書作成・相談(税理士による無料申告相談)	2/6(水)～2/8(金)	8:30から 相談時間 9:00～12:00 13:00～15:30	7階 市民展示ホール	小規模納税者、年金受給者、給与所得者 個人消費税
	申告書作成・相談	2/18(月)～3/15(金) (土・日曜日は除く)	8:30～11:00 13:00～15:30		【所得】給与(報酬・支払調書は含みません)、年金、一時のみ 【控除】医療費(セルフメディケーション税制の適用含む)、社会保険料、生命保険料など(住宅借入金等特別控除は除く)
	申告書提出のみ	2/6(水)～2/8(金) 2/18(月)～3/15(金) (土・日曜日は除く)	9:00～11:30 8:30～15:30	1階J1-1会議室 7階 市民展示ホール	作成済みの申告書を提出する方

#### ▶ 注意事項

- ※1 混雑状況で受け付けの締め切り時間が早まる場合があります
- ※2 車で来庁の際は市役所駐車場のほか、市民文化センター第2駐車場北側(大釜がある駐車場)や綾瀬タウンヒルズショッピングセンター屋上階駐車場(10時から)も利用できます
- ※3 2月18日以降は確定申告と重なり大変混み合うことが予想されます

書などの控えが必要な方は、返信先を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

土地・建物・株式の売却や贈与を受けた方は同署へ問い合わせてください。期間中は大変混み合うので、還付申告は早めに行ってください。

閉庁日の土・日曜日と祝日に申告書を提出する方は、同署に備え付けの「時間外収受箱」を利用してください。詳しくは同署 ☎046-262-9411

### 便利なe-Tax(所得税電子申告)

同庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成したデータを直接申告できます。詳しくは [URL](http://URL) [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp) か同署。

### 税理士による無料申告相談

税理士による無料申告相談を6面にある表の日時に行います。

小規模納税者の所得税及び復興特別所得税、個人消費税、年金・給与所得者の所得税及び復興特別所得税の確定申告が対象です。

### 確定申告、市・県民税の申告時の持ち物(市役所で申告する方)

確定申告書作成・相談の方は①～⑨・⑪～⑬、市・県民税申告書作成・相談の方は①～⑩を持参してください。確定申告書、市・県民税申告書の提出のみの方は、申告書に②～⑩を添付したものを持参してください。

- ① 印鑑、筆記用具、電卓
  - ② 申告する方と、被扶養者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載されている住民票の写しのうちいずれか1点。作成済みの申告書を提出する場合は、その写し)
  - ③ 申告する方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証か健康保険証などのうちいずれか1点。作成済みの申告書を提出する場合は、その写し)
  - ④ 昨年中の収入が分かる資料(30年分源泉徴収票(原本)など)
  - ⑤ 支払い社会保険料の年間集計額(国民年金保険料は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」、国民健康保険税・後期高齢者医療保険税・介護保険料は「納付額のお知らせ」(1月下旬までに郵送))
  - ⑥ 生命保険、地震保険など各種控除証明書
  - ⑦ 医療費控除の明細書(従来の医療費控除を受ける方。セルフメディケーション税制は受けられません)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記載を省略できますが、自己負担額が記載されていないものは不可  
※30年分については医療費の領収書、高額療養費など医療費の補てんを受けた場合はその金額が分かるものでも可

### 一部の介護サービス 利用料 医療費控除の対象です

訪問看護など一部の介護サービスの利用者負担分は、医療費控除の対象です。サービス事業者が発行する領収証を確定申告の際に添付してください。控除の対象となるものについては、領収証に対象となる旨の記載があります。

その他、要件を満たす方については、控除に必要な次の書類を交付します。

- ① 介護保険主治医意見書内容確認証明書(医療費控除証明用)
- 要介護認定を受けた際の主治医意見書で、寝たきり状態か尿失

禁が発生する可能性が確認でき、おむつ代の医療費控除を受けて2年目以降の方に、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりとなる「介護保険主治医意見書内容確認証明書(医療費控除証明用)」を交付します。

### 市・県民税の申告

市・県民税の申告会場を6面にある表の日程で開設します。今年1月1日に市内に居住していた人は、所得税の確定申告をする必要のない方でも、市・県民税の申告は必要です。31年度市・県民税を計算するための基礎資料となるばかりでなく、介護保険・国民健康保険・福祉年金・保育料・児童手当などの算定基礎資料にするものです。

①所得税の確定申告をした②同一世帯で扶養されている③昨年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている④前年中の収入が400万円以下の公的年金のみで、源泉徴収の控除内容に変更や追加がない⑤のいずれかに該当する方は、申告不要です。

☎同課 ☎70-5611

- ⑧ 特定一般用医薬品等購入費の領収書などに基づく明細書とその年分に特定健康診査などの一定の取り組みを行ったことを明らかにする次の書類のいずれか1点(セルフメディケーション税制を受ける方。従来の医療費控除は受けられません)
- ※30年分については領収書の添付や提示でも可
- (1) インフルエンザの予防接種、定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症などの領収書か予防接種済証)
- (2) 市区町村のがん検診の領収書か結果通知表
- (3) 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ※「定期健康診断」が勤務先名称の記載のあるもの
- (4) 特定健康診査の領収書か結果通知表
- ※「特定健康診査」が保険者名の記載のあるもの
- (5) 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書か結果通知表
- ※勤務先名称が保険者名の記載のあるもの
- ⑨ 寄附した団体などから交付された寄附金の受領証(寄附金控除を受ける方)
- ⑩ 親族関係書類と送金関係書類(国外居住親族にかかる扶養控除などの適用を受ける方)
- ⑪ 申告する方の銀行などの口座番号の控え(還付の場合に必要)
- ⑫ 29年分の確定申告をしている方は、申告書の控え
- ⑬ お知らせはがき(税務署から届いた方)

要介護認定を受け、一定の要件を満たす方は、障害者控除の対象者認定書)を交付します。

②要介護認定者における障害者控除対象者認定書  
要介護認定を受け、一定の要件を満たす方は、障害者控除の対象者認定書)を交付します。

- ①②の書類が必要な方は、高齢介護課に申請してください。
- ☎同課 ☎70-5636